

計画策定の趣旨

- 福岡県では、これまで「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」等のこどもに関する計画を個別に策定し、こども施策を推進してきました。
- 一方で、少子化の進展、いじめ・児童虐待・不登校などの増加、こどもの貧困の問題など、こどもを取り巻く状況は、ますます多様化し、相互に関連しあっています。また、大規模災害や感染症の発生、情報通信技術の急激な進展など、先を見通すことが難しい時代になってきています。
- このような中、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、国は、全てのこどもが権利を保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）づくりを目的に、従来の3つの個別大綱である「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を「こども大綱」に一元化しました。
- そこで、本県では、こどもに関する複合的な課題に対応し、総合的にこども施策を推進していくため、国の「こども大綱」を踏まえ、こどもに関する計画を一本化した「福岡県こども計画」を策定するものです。

基本的な考え方

- こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図る
- こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 予測困難な時代をこどもが生き抜く力を育成する
- 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにする
- 若い世代が結婚や子育てに夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう生活の基盤の安定を図るとともに、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む

目指す福岡県の姿

全てのこどもが 夢や希望をもち
たくさん笑顔で暮らせる 福岡県

計画の期間

2025（R7）年度～2029（R11）年度の5年間

計画の位置づけ

- 本計画は、県が主体的に行うこども施策の方向性及び具体的な取組を示すものです。
- 本計画は、こども基本法第10条第1項に基づく「都道府県こども計画」として策定します。
- また、同条第4項に規定されているとおり、県こども計画は、こども施策に係る以下の計画と一体的に策定します。
 - ・福岡県青少年健全育成条例第8条第1項に基づく青少年健全育成総合計画
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
 - ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に基づく都道府県計画
 - ・次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画
 - ・子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
 - ・国の社会的養育推進計画策定要領に基づく都道府県社会的養育推進計画
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定する自立促進計画
 - ・国の成育医療等基本方針に基づく計画

対象とする「こども」の範囲

本計画における「こども」とは、こども基本法における定義に合わせ、「心身の発達の過程にある者」とします。
「こども」の表記は、特別な場合を除き平仮名表記を用います。

基本方向（4つの柱）

I 全てのこどもが持つ権利の保障

こどもを権利主体として社会全体で認識し、こどもが、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保され、年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう支援するとともに、社会の理解促進に取り組むことによってこどもが持つ権利を保障する。

II 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成

こどもの状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、その健やかな成長を社会全体で切れ目なく支える。
一人ひとりが自分の可能性に気づいて、その能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながらはばたくことができるよう、こどもが失敗を恐れず夢に向かって果敢にチャレンジすることを応援する。

III きめ細かな対応が必要なこどもへの支援

全てのこどもが幸せな状態で成長できるよう、困難な状況におかれているこどもを、個々の状況や支援ニーズに応じてきめ細かく支援する。

IV 結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援

若い世代が結婚や子育てに夢を抱き、その希望がかなえられるよう、若い世代の経済的、社会的自立を促進するとともに、地域社会全体で結婚応援を推進する。
家庭や地域、職場において、子育てへの理解が深められるとともに、安心して、また、喜びを持ってこどもを産み育てることができるよう、子育てをみんなで支える社会づくりを進める。

施策の柱	取組事項（中項目）	施策の方向（小項目）	主な施策
柱Ⅰ 全てのこどもが 持つ権利の保障	1 こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進		・こどもが権利の主体であることの県民の理解促進 （こどもの権利について学ぶ取組の推進、県民・事業者によるこどもまんなかの取組の推進）
	2 こどもの意見表明とその尊重		・こども施策に対するこどもの意見表明の機会の確保 ・施設入所等のこどもの権利擁護
	1 妊娠前、妊娠時からこどもの成長に合わせた切れ目のない保健・医療等の確保	1 妊娠前からの出産に向けた支援 2 妊産婦等への保健医療施策の充実 3 新生児・乳幼児保健対策、小児医療の充実 4 慢性疾患・難病を抱えるこどもへの支援	・プレコンセプションケアの推進、不妊・不育治療への助成 ・周産期医療体制の充実、産後ケア事業の利用促進産婦健康診査の実施拡大、ハイリスク妊産婦等への支援 ・新生児マスキリーニング検査、小児医療に関する相談体制の充実小児在宅医療の推進 ・小児・AYA世代のがん患者等の在宅療養の支援、小児慢性特定疾病児童等の介護者のレスパイト支援
柱Ⅱ 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成	2 幼児教育・保育の充実	1 幼児教育・保育の環境整備 2 幼児教育・保育の質の向上	・保育士の確保に向けた支援（保育士の魅力発信の取組強化、配置改善に係る保育士確保） ・待機児童の解消、障がい児保育等の受入体制整備、病児保育の無償化延長保育や休日・夜間保育の支援 ・幼児教育・保育従事者の専門性の向上
	3 こどもの生きる力の育成	1 学力の向上 2 豊かな心の醸成 3 人権意識の醸成 4 健やかな体の育成 5 食育の推進 6 教育環境の整備・充実	・ふくおか学力アップ推進事業、高校教育におけるDX推進 ・県立社会教育施設の機能充実、読書好きを育む環境づくり応援文化芸術の鑑賞・体験機会の提供 ・人権教育・人権啓発の推進 ・フナヘルス教育の推進、歯の健康づくり、こどもの体力向上、健康教育の推進 ・学校における食育・家庭と連携した食育の推進、地産地消の推進 ・部活動改革の推進、学校におけるICT環境の整備、専門学科及び特色ある学科・コースの充実
	4 こどもの成長を支える環境の整備	1 インターネット適正利用の推進 2 犯罪被害・性暴力等からこどもを守る環境整備 3 安心して外出できる環境づくり 4 非行の防止と自立支援	・インターネットの適正利用の推進、情報モラル教育の充実 ・ながら防犯活動の推進、性暴力・デートDV防止対策の推進、SNSに起因する犯罪被害防止 ・学校における防災意識の啓発、交通安全対策の推進（自転車の安全利用のための教育、通学路の歩道整備）、飲酒運転撲滅対策 ・薬物乱用防止対策の推進、非行少年等の立ち直りへの支援
	5 グローバル社会で活躍を目指すこどもの応援	1 世界にはばたくこどもの応援 2 異文化理解力と外国語能力の向上	・グローバル社会で活躍する人財の育成（国際協力人財の育成）、海外留学の促進 ・英語力の育成、国際交流活動・異文化体験の推進
	6 こどもの新たなチャレンジの応援	1 個性や能力を伸ばそうとするこどもの応援 2 次世代のリーダーとなるこどもの応援 3 次世代の競技者や芸術家の支援 4 様々な分野で担い手となるこどもの応援	・学ぶ意欲やチャレンジ精神の育成教育（「鍛ほめ福岡メソッド」）、社会問題解決に向けた高校生のチャレンジ支援、次世代の科学技術を担う人材育成 ・次世代のリーダーの育成（未来の地域リーダー育成プログラム、日本の次世代リーダー養成塾） ・スポーツ・パラスポーツのタレント発掘・育成、アスリートへの支援、若手芸術家支援 ・様々な分野の人材の育成（ものづくり、農林漁業、建設業、看護、介護、IT）
	7 こどもの社会的自立を支える取組の推進	1 キャリア教育の推進 2 就労支援の充実 3 高等教育の就学支援、高等教育の充実 4 進路等相談体制の充実	・インターンシップによる職業観の育成（高校生・大学生）、専門高校生の実践力向上（ものづくりコンテストの実施、資格取得支援） ・高校生の進路指導の充実、若者の個々の状況に応じたきめ細かな就労支援、農林漁業への参入・定着の促進 ・高等教育の修学支援（県立三大学授業料の減免）、県立三大学の特色ある人づくり ・相談窓口の充実（いじめ、不登校、ひきこもり、進学、就労、性と健康）、相談しやすい体制の整備（SNSの活用）
	8 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進	1 遊びや体験活動の推進 2 社会参画の推進 3 こどもの可能性を広げていくための男女共同参画の推進	・市町村、団体、企業等の多様な主体が連携し体験活動を推進（未来子どもチャレンジ応援プロジェクト） ・ボランティア活動の支援、地域の環境活動の促進、若年層向けの選挙啓発 ・男女共同参画教育の推進、女性が少ない分野への進学・就業意欲の喚起（医師、建設業）
	9 居場所づくりの推進	1 全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり 2 様々なニーズや個々の状況に応じたこどもの居場所づくり	・こども食堂への支援、学校・地域が協働した放課後における学習支援・体験活動の実施 ・課題を抱えるこどもの居場所づくり（児童育成支援拠点事業）、放課後児童クラブの整備・質の向上

施策の柱	取組事項（中項目）	施策の方向（小項目）	主な施策
柱Ⅲ 細かな対応が必要な子どもへの支援	1 児童虐待の予防・防止	1 児童相談所の相談体制の強化 2 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進 3 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施	・児童相談所の職員体制の充実、法的対応機能の整備、第三者評価による児童相談所の質の向上 ・要対協を通じた市町村や関係機関との連携の推進、児童家庭支援センターによる市町村への専門的支援の強化 ・親子関係の改善に向けた支援の推進、市町村「こども家庭センター」の機能強化、養育に課題を抱える妊産婦等への支援
	2 社会的養護の充実	1 こどもの権利擁護の強化 2 家庭と同様の環境における養育の推進 3 こどもの自立支援の推進	・施設入所等のこどもの意見表明支援、こどもの権利擁護機関の設置、特別養子縁組制度の普及啓発 ・里親・ファミリーホームによる家庭と同様の養育環境の確保、施設の小規模化・地域分散化の推進 ・入所児童の学習環境の充実、進学・就職に係る経済的支援、入所中から退所後までの一貫した相談支援、退所後の居場所づくり
	3 貧困の状況にある子どもへの支援	1 こどもの教育に関する支援 2 こどもの生活の安定のための支援 3 保護者の就労支援 4 経済的支援	・教育費の負担軽減（義務教育・高校・大学等）、奨学金の貸与、生活困窮世帯の子どもへの学習・生活環境改善支援 ・生活困窮世帯への家計改善・自立に向けた支援、フードバンク活動の普及・啓発 ・生活困窮者の状況に応じた段階的な就労支援、職業力カウンセラーによる生活保護受給者の就労支援 ・児童手当・児童扶養手当の支給、生活困窮世帯への生活福祉資金の貸付
	4 ひとり親家庭への支援	1 生活と子育ての支援 2 就業支援 3 養育費の確保支援 4 経済的支援	・SNSを活用した情報提供・相談体制の強化、家庭生活支援員の派遣による家事や保育等の支援の推進 ・「ひとり親サポートセンター」による就業支援、就職に資する資格取得の促進（職業訓練、民間講座受講費用の助成） ・弁護士による無料法律相談、養育費確保に向けた広報・啓発 ・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の支給、住宅やこどもの修学等に係る費用の貸付
	5 障がいのある子どもへの支援	1 障がいのあるこどもの育成 2 特別支援教育推進体制の整備	・医療的ケア児・発達障がい児支援、障がいのある人の就労支援（福岡障害者職業能力開発校、民間訓練委託）、障がい児医療費に係る負担軽減 ・特別支援学校生徒の希望進路の実現に向けた支援、高等学校インクルーシブ教育システムの構築
	6 不登校やいじめ、ひきこもり等に対する取組の推進	1 不登校等に対する取組の推進 2 いじめの防止 3 ひきこもりに対する取組の推進 4 自殺対策	・学びの多様化の推進（通信制教育の充実、学びの多様化学校の設置）、小学校段階での不登校対策の充実、教育相談体制の整備 ・「福岡県いじめレスキューセンター」によるいじめ解消支援、警察OBによる学校への巡回相談支援、学校と専門家・相談機関との連携 ・「ひきこもり地域支援センター」による相談支援、メタバースを活用した長期無業者の若者への就労支援 ・孤独・孤立防止対策の推進（メタバースを活用した居場所づくり）、相談体制の充実（24時間365日対応の電話・SNS相談）
	7 ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人の子ども等への支援	1 ヤングケアラーへの支援 2 性的マイノリティの子どもへの支援 3 外国人の子ども等への支援	・ヤングケアラー家庭への訪問家事支援の推進、市町村における支援体制構築への支援 ・性の多様性に関する理解促進に向けた啓発、パートナーシップ宣誓制度 ・「FUKUOKA IS OPEN センター」による外国人子育て家庭の相談対応、保育所での多言語対応体制の整備
柱Ⅳ 結婚・子育ての希望をかなえ、子どもを安心して産み育てることができるための支援	1 次代の親の育成		・ライフプラン教育の推進、中高生を対象とした乳幼児触れ合い体験の推進、プレコンセプションケアの推進（再）
	2 若い世代の生活の基盤の安定への支援	1 きめ細かな就職支援 2 所得向上に向けた支援	・若者就職支援センターによる個々の状況に応じたきめ細かな就職支援、高等技術専門学校による職業訓練・就職支援 ・価格転嫁の理解促進を図る啓発、中小企業の価格転嫁の取組への支援、リスキリングへの支援
	3 出会い・結婚応援の推進		・「出会い応援団体」による結婚応援気運の醸成、出会いの機会の提供（AIマッチングによるカップル成立率の向上）
	4 子育て世帯の経済的負担の軽減	1 全ての子育て家庭への経済的負担の軽減 2 きめ細かな対応が必要な家庭への経済的支援	・不妊・不育治療費への助成（再）、産後ケア事業利用促進（再）、病児保育の無償化（再）、子ども医療費・児童手当の支給 ・小児慢性特定疾患・障がい児・ひとり親家庭の医療費の負担軽減、家計急変世帯のこどもの授業料減免（私立・県立学校）
	5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	1 働きながら子育てできる環境づくり 2 職場・家庭における男女共同参画の推進	・「子育て応援宣言企業」の登録推進、男性の育児休業の取得促進、ママと女性の就業支援センターによる就職支援、育児中の柔軟な働き方導入支援 ・男性の家事・育児への参画促進、女性の人材育成や女性が活躍できる職場づくりの推進
	6 地域、家庭で子どもを育む環境づくり	1 地域全体で子どもを育てる取組の促進 2 家庭教育支援の充実 3 子育てしやすい住環境づくり	・社会全体での子育て応援気運の醸成（「子育て応援の店」の推進、家族月間の啓発）、ふくおか子育てマイスターの活動の促進 ・適切な家庭教育に向けた保護者等への支援（基本的生活習慣の習得・定着支援、子育てに関する知識の普及啓発） ・子育てに適した住宅の確保・取得への支援（県営住宅の新増・子育て世帯の優先入居、既存住宅の取得支援）、住宅のバリアフリー化の促進

第4章 教育・保育の確保方策等の概要

第4章 教育・保育の確保方策等の趣旨

- 子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として、各年度の教育・保育の量の見込み及び提供体制、教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置等に関する事項を定めるもの。

教育・保育の量の見込み及び提供体制

- 各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を集計。
- 用語について
 - 量の見込み：就学前こどものうち、教育・保育を必要もしくは希望するこどもの人数
 - 提供体制：教育・保育を提供する認定こども園、幼稚園、保育所等の施設の定員数
 - 1号認定：満3歳以上のこどもで、教育標準時間認定を受けた場合
 - 2号認定：満3歳以上のこどもで、保育認定を受けた場合
 - 3号認定：満3歳未満のこどもで、保育認定を受けた場合

教育・保育の量の見込み及び提供体制【全県合計】(単位：人)

区分	2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定
		教育二歳	保育二歳			教育二歳	保育二歳			教育二歳	保育二歳			教育二歳	保育二歳			教育二歳	保育二歳	
量の見込み①	35,939	9,358	70,196	57,943	34,309	8,981	68,386	58,091	32,690	8,597	66,522	58,967	31,535	8,263	65,162	59,396	31,091	8,125	65,096	59,887
提供体制②	55,498				54,397				53,623				52,994				52,861			
差引（②－①）	10,201				11,107				12,336				13,196				13,645			

特定教育・保育、地域型保育の従事者の確保及び資質の向上

【新規保育士の確保】

- 保育士養成施設の学生に対する修学資金の貸付や保育所等に勤務している保育士資格を保有しない者の資格取得支援など、新たに保育士を目指す方への支援に取り組みます。
- 高校生や保育士養成校学生など未来の保育士の担い手や保育士試験合格者など、ターゲットに応じた保育士・保育所の魅力発信を行い、保育人材の確保に取り組みます。

【潜在保育士の復帰促進】

- 保育士・保育所支援センター（ほいく福岡）における就業マッチング支援や保育所等に就職する際の準備金の貸付など、保育現場を離れている保育士資格保有者を対象とした就職支援を実施します。

【現役保育士や保育事業者に対する支援】

- 保育士・保育所支援センターに「保育の相談窓口」を設置し、保育従事者の方が就労状況やメンタルヘルスなどについて、外部人材に相談しやすい体制を整備します。
- 保育事業者に対して社会保険労務士等の専門家を派遣し、保育所等の業務負担軽減や保育士確保に係る相談・助言を実施することで、職場環境の改善を図ります。
- 短時間保育士の雇用や、保育に係る周辺業務や保育士の補助を行う保育補助者等を保育所等に配置する費用を助成することにより、保育士の業務負担軽減及び保育の質の維持・向上を図ります。

【従事者の資質の向上】

- 経験年数に応じた階層別研修や保育現場が直面している課題に応じた専門研修等、認定こども園、幼稚園、保育所等の職員に対する研修を実施し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。
- 保育士等の専門性向上を図るとともに、処遇改善加算の要件となる保育士等キャリアアップ研修を実施します。

地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上

- 放課後児童クラブを利用するこどもの健全な育成と遊び及び生活の支援を行うため、放課後児童支援員として必要な知識・技能の習得を目的とした放課後児童支援員認定資格研修を行うとともに、放課後児童支援員の資質向上を図るための研修を行います。
- 豊かな経験や知識を持ち、子育て支援に意欲がある高齢者を「ふくおか子育てマイスター」に認定し、地域の様々な子育て支援分野での活躍を促進します。
- 幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な知識・技術を習得するための子育て支援員認定研修を行います。